平成２６年（フ）第１２３号
大阪市生野区勝山北３丁目６番20号
破産者　株式会社よしみ商店
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２号
大阪府門真市本町42番１―205号
破産者　有限会社三友工業
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２号
大阪市淀川区十三本町２丁目４番25号
破産者　株式会社シーイズム
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４１号
大阪市都島区片町１丁目１番48号
破産者　株式会社Ｈ．Ｍ．Ｋ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７５号
大阪府東大阪市楠根３丁目６番34号
破産者　有限会社小阪運送
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３７号
大阪市淀川区西中島７丁目12番５号
破産者　株式会社サクフル
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１号
千葉県鴨川市広場1311番地　養護老人ホーム緑風荘、開始決定時の住所千葉県鴨川市江見青木102番地　南鴨川シーハイツ304号室
破産者　髙橋　金助
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２５９３号
東京都葛飾区青戸５丁目22―６―103
破産者　原塚　真純
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９３号
東京都東村山市栄町１丁目７番地栄町１丁目アパート３―203
破産者　池田　秀隆
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７８６号
川崎市幸区南幸町３丁目149番地
破産者　有限会社三幸水産
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５３号
横浜市鶴見区潮田町１丁目38
破産者　株式会社渚エキスプレス
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
福井市灯明寺２丁目703番地
破産者　株式会社メリット
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
長野県安曇野市豊科南穂高3757番地２
破産者　株式会社武井建設
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４０６号
岐阜市西改田宮西41番地３　スカイハイツ高橋５―211号室
破産者　食楽酒房ひすいこと　河村　友行
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４１号
広島市東区中山上２丁目10番24号
破産者　株式会社三共コンサルタント
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５号
山口県宇部市神原町２丁目８番30号
破産者　原井工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第８４８号
千葉市中央区仁戸名町459番地17
破産者　駒井　明朗
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４０号
千葉市若葉区西都賀２丁目６番７号
破産者　新東電設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３号
埼玉県秩父市中村町３丁目10番33号
破産者　秩父御嶽山根本霊場
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１０７２号
千葉県市原市五井中央西２丁目７番地15
破産者　株式会社ジェネス
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７３号
千葉県袖ヶ浦市長浦駅前１丁目１番地２1303号
破産者　星野　慎平
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７７号
千葉県市川市二俣１丁目３番19号
破産者　株式会社サン・シンエイ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係